熊本市地域コミュニティセンター審査委員会要綱

制定　平成２０年　１月１６日市民生活局長決裁
改正　平成２２年　５月２５日地域づくり推進課長決裁
改正　平成２４年　４月　１日生涯学習推進課長決裁
改正　平成２４年　８月３１日生涯学習推進課長決裁
改正　平成２６年　４月　１日生涯学習推進課長決裁
改正　平成２７年　４月　１日市民局長決裁
改正　平成２８年　４月　１日地域活動推進課長決裁
改正　平成２９年　４月　１日地域活動推進課長決裁

（設置）

第１条　地域づくり活動の拠点施設としての地域コミュニティセンターの設置を計画的に進めるため、熊本市地域コミュニティセンター設置指針（平成２０年１月１６日制定。以下「設置指針」という。）に基づき、熊本市地域コミュニティセンター審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（審議事項等）

第２条　審査委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

⑴　地域コミュニティセンターの設置の優先順位に関すること。

⑵　前号に掲げるもののほか、第４条第２項に規定する会長が必要と認める事項

２　地域コミュニティセンターの設置の優先順位については、別表１に定める地域コミュニティセンター設置順位評価表に基づき評価を行い、総合点の高い順とする。

（組織）

第３条　審査委員会の委員は、別表２に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長）

第４条　審査委員会に会長を置く。

２　会長は、市民局長をもって充てる。

３　会長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

４　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、市民生活部長がその職務を代理する。

（会議の開催等）

第５条　審査委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２　審査委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

３　審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　審査委員会の庶務は、地域活動推進課において処理する。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年１月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年８月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

別表１（第２条第２項関係）

地域コミュニティセンター設置順位評価表

審査委員（　　）

校区名	
代表者名	
設置場所	
概　　要	

（評価内容）

	項　　目	審　査　内　容	評価
1	集会施設の設置状況		
2	人口・世帯数		
3	地域団体数		
4	地域団体の活動状況		
5	土地・建物の確保		
6	管理運営の確実性		
7	特記事項		
合　　計			

評価：5段階評価

別表２（第３条関係）

市　民　局　長
市　民　生　活　部　長
地　域　政　策　課　長
財　政　課　長
資産マネジメント課　長
営　繕　課　長
用　地　調　整　課　長 （用地取得に係る案件に限る）